

## Information

【国家公務員倫理審査会からのお知らせ】

## 12月1日～7日は「国家公務員倫理週間」です！

国家公務員倫理審査会事務局より国家公務員倫理週間について、以下のとおり案内がありました。国家公務員倫理審査会では、12月1日から7日までを「国家公務員倫理週間」に設定し、各種啓発活動を行うこととしています。みなさんもこれを機に、「国家公務員倫理」をちょっとのぞいてみませんか。

## 国家公務員倫理週間 12月1日～7日

## 企業の皆さまへのお知らせです

国家公務員倫理審査会

- ✓ 企業の皆さまと国家公務員が接触・交流する際、国家公務員には**一定のルール**があります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、ご注意ください。

➤ 国家公務員は「**利害関係者**」（契約の相手方、許認可の申請者、立入検査の相手先等）との間で、たとえば**以下の行為が禁止**されています。

1. 金銭、物品等の贈与を受けること
2. 無償の役務の提供を受けること（車による送迎など）
3. 供給接待を受けること（「割り勘」による飲食は可能）

➤ 国家公務員は、「**利害関係者**」以外の事業者等との間でも、**社会通念上相当と認められる程度を超えて、供給接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止**されています。

## 公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344  
（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15）

【WEB】



通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けまいよう万全を期しています。

国家公務員倫理審査会 <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

企業のみなさんと国家公務員が接触する際、国家公務員には一定のルールがあります。「利害関係者」(契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者等)との間で、たとえば以下の行為が禁止されています。

1. 金銭、物品等の贈与を受けること
2. 無償の役務提供を受けること(車による送迎など)
3. 供応接待を受けること(「割り勘」による飲食は可能)

また、「利害関係者」以外の事業者等との間でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。

そのほかにも禁止行為・行為規制があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイト(<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)をご参照ください。

なお、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

#### ◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】 03-3581-5344(土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く、9:30～18:15)

【ウェブサイト】 <http://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.htm>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられる等、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

【電話】 03-3581-5311(代表)